令和８年１１月６日
宮城県教育委員会

令和７年度における
女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報
～宮城県教育委員会～

➢　この情報は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第２１条に基づき、職業選択に役立てもらうことを目的として公表するものです。

≪職業生活に関する機会の提供≫

Q　宮城県の教職員になりたいけど、職員の男女比はどうなっているの？



令和７年４月現在、教育職員が男性 52.7%：女性 47.3%、教育職員以外が男性 56.6%：女性 43.4%で男女ともに活躍しています。
また、令和７年度実施の採用試験では、教育職員が男性 52.8%：女性 47.2%、教育職員以外が男性 14.3%：女性 85.7%の職員を採用しました。
ぜひ、採用試験へのチャレンジをお待ちしています！

Q　採用後は、経験を積み管理職として、みやぎの子どもたちのために働きたい。女性の教職員の管理職はどれぐらい？



性別に関わりなく、管理職の立場から児童生徒の教育に携わることは、大きなやりがいがあります。採用後、日々積み重ねた経験を管理職として発揮されることを期待しています。管理職に占める女性職員の割合は次のとおりです。
先輩職員に続いてみませんか？

≪管理職における女性職員の割合≫　　※令和７年４月１日現在

役職等	教育職員			教育職員以外		
	全体	校長	副校長及び教頭	全体	本庁	本庁以外
割合（%）	23.1	18.7	26.8	19.4	17.6	20.3

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備≫

Q　年次有給休暇はどれくらい取得できるの？



年次有給休暇は毎年２０日与えられます。ただし、採用された年だけは、その採用された月により２日から２０日の間で休暇が与えられます。
令和７年度は、１人当たり１２．９日取得しました。

Q　将来、仕事も子育ても頑張りたい。両立させるには？



育児休業や特別休暇、早出遅出勤務など、仕事と子育ての両立を応援することを進めています。現状取得率が十分でない項目もありますが、積極的な取得に取り組んでいきます。

≪男女別の育児休業の取得率≫　　※令和７年度　　※新規取得可能者数を分母として算出

育児休業取得率(%)	全体	教育職員	教育職員以外
男性職員	63.3	61.3	87.5
女性職員	102.5	102.7	100.0

≪男性職員の育児に係る特別休暇の取得率≫　※令和７年　※新規取得可能者数を分母として算出

取得割合（%）	全体	教育職員	教育職員以外
①出産補助休暇	77.2	76.9	81.3
②育児参加休暇	51.6	50.3	68.8
両方の休暇を取得	47.9	46.7	62.5
計５日以上の取得	34.9	33.2	56.3

≪男女別の育児休業取得期間の分布状況≫　　※令和７年度

取得期間の分布（%）		全体	教育職員	教育職員以外
男性職員	１年以下	98.5	98.4	100.0
	１年超１年半以下	1.5	1.6	0.0
	１年半超２年以下	0.0	0.0	0.0
	２年超	0.0	0.0	0.0
女性職員	１年以下	37.2	34.6	68.8
	１年超１年半以下	30.4	31.4	18.8
	１年半超２年以下	17.4	18.8	0.0
	２年超	15.0	15.2	12.5



採用に関する情報掲載のホームページ案内　～こちらもご参照ください～

【教育職員】　宮城県教育庁教職員課
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/
【教育職員以外】　宮城県人事委員会事務局
https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/